

前納保険料の算出方法

任意継続保険料を、毎月払い(単月納付)でなく、前納まとめ払い(通期納付=年1回払い)(半期納付=年2回払い)にした場合、初回の保険料はいくらになるのでしょうか。 下記 ①+② で算出できます。

手順①②の後に記入→ ① 円 + ② 円 = 円

資格取得月の保険料 残りの月数の保険料 初回納付の保険料

通期にしたい方は手順②の②通期、半期にしたい方は②半期を記入。

★手順①★

【任意継続の資格取得月(加入月)を確認】

まず、退職日の「翌日」を記入- 令和 年 月 日 (資格取得日) 例:3/31退職の方は、4/1。

任意継続の資格取得月は→ 月

★手順②★

任意継続に加入する年度の「前納保険料早見表」を使い空欄を埋めます。
(例:R6/4/1から任意継続に入る方 → R6年度の前納保険料早見表)

4/1任意継続資格取得の方だと①は4月分。資格取得月は前納割引がありません。

【通期納付(年1回払い)にした場合】 (初年度は、資格取得月～3月分を納付)

資格取得月の保険料→ 標準報酬月額 千円の場合、「0ヶ月:割引なし」の額は 円 ①

残りの月数の保険料→ 資格取得月の翌月～3月分の額は 円 ②通期

4/1取得の方だと②通期は5～3月分なので、11ヶ月前納。表の「11ヶ月」の列の金額を記入。

【半期納付(年2回払い)にした場合】 (初年度は、取得月～9月分または3月分を納付)

取得月の保険料→ 標準報酬月額 千円の場合、「0ヶ月:割引なし」の額は 円 ①

資格取得月が3・4・5・6・7・8月の場合、
残りの月数の保険料→ 資格取得月の翌月～9月分の額は 円 ②半期

4/1取得の方だと②半期は5～9月分なので、5ヶ月前納。表の「5ヶ月」の列の金額を記入。

資格取得月が9・10・11・12・1・2月の場合、
残りの月数の保険料→ 資格取得月の翌月～3月分の額は 円 ②半期

10/1取得の方だと②半期は11～3月分なので、表の「5ヶ月」の列の金額を記入。

例

任意継続4月取得で、標準報酬月額410千円の方が 通期納付(年1回払い)を選択した場合

令和**年度 任意継続 前納保険料早

注:下記金額は一例です。

標準報酬月額	0ヶ月:割引なし	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月		
360,000	健康保険料	29,840	33,729	67,349	100,858	134,259	167,550	200,733	233,808	266,774	299,634	332,385	365,030	397,569	健保
	介護保険料	040	5,023	10,030	15,021	19,999	24,957	29,892	34,805	39,732	44,626	49,504	54,366	59,212	介護
	合計	880	38,752	77,379	115,879	154,258	192,507	235,687	275,627	314,579	354,260	391,889	439,396	486,781	合計
380,000	健康保険料	720	35,603	71,090	106,635	142,130	177,575	212,970	248,315	283,610	318,855	354,050	389,195	424,290	健保
	介護保険料	320	5,302	10,587	15,872	21,157	26,442	31,727	37,012	42,297	47,582	52,867	58,152	63,437	介護
	合計	1,040	40,905	81,677	122,507	163,287	204,017	244,742	285,465	326,187	366,907	407,632	448,357	489,077	合計
410,000	健康保険料	38,540	44,135	88,126	132,117	176,108	220,099	264,090	308,081	352,072	396,063	440,054	484,045	528,036	健保
	介護保険料	5,740	11,423	22,846	34,269	45,692	57,115	68,538	79,961	91,384	102,807	114,230	125,653	137,076	介護
	合計	44,280	55,558	110,972	166,386	221,799	277,214	332,629	388,044	443,459	498,874	554,289	609,704	665,119	合計

この表の金額は一例です。
正しい額は加入年度の前納保険料早見表でご確認下さい。

※4月加入で年1回払いの場合 → ① + ② の額が、4月27日(*)に口座引き落としされる額。(*)...27日が銀行休業日の場合は、翌営業日。
 ※初回保険料から口座引き落としできる方は、任意継続の資格取得日が1日～10日付で、かつ、資格取得申請書類一式が提出先へ1～10日迄に不備無く届いた方のみです。(それ以外の方の「初回」保険料は「振込み」納付。)
 ※資格取得日が月末に近い日付である方は、初年度は、原則 前納払いができません。詳しくは資格取得申請書類提出先へおたずね下さい。